

町営住宅の入居者募集

【団地名】城南団地
 【所在地】大字集 2542 番地
 【入居可能時期】3月中旬以降

建物種別	募集戸数	世帯区分	家賃 (月額)	その他
長屋 2階建て	1戸 (2K)	単身用 (*①)	7,100円～	・共益費：なし ・浴槽や給湯器の設置は個人負担 ・トイレ：汲み取り式 ・自動車保管場所使用承諾可
中層 5階建て	1階1戸 (2DK)	単身用 (*②)	21,000円～	・家賃とは別に共益費 約 3,500円/月 ・エレベーターあり ・水洗トイレ ・駐車場使用料 2,000円/月 (自動車保管場所使用承諾可)
	1階1戸 (3DK)	2人以上 (*②)	25,400円～	
	5階1戸 (2DK)	2人以上	20,500円～	
	4階1戸 (3DK)	3人以上	25,600円～	

※諸事情により住宅を変更する場合があります。

■申込・申込書配布期間／

2月2日(月)～12日(水)

※受付は、平日 9:00～16:00

※12:00～13:00は事前連絡者のみの対応とさせていただきます。

■申込時に必要なもの／

・顔写真付きの本人確認書類

・入居予定者全員の住民票

※町外の方は6か月以上

町内在職の証明書

※外国人は、在留資格・期間

記載の住民票

■公開抽選／2月20日(金) 10:00～

役場4階403会議室

■入居申込資格 (全戸共通) ／

・町内に3ヶ月以上在住または6ヶ月以上在職の成年人

・現在の住まいが持ち家や公営住宅でない

・月収158,000円以下

※高齢者・障がい者世帯・子育て世帯などは月収214,000円以下

※月収額 = {世帯全員の年間総所得 - (申請者以外の人数 × 38万円) - その他の控除額} ÷ 12ヶ月

・過去に町営住宅に入居した人は、不正な使用等をしたことがない

・地方税、水道・下水道使用料を滞納していない

・家賃3ヶ月分の敷金と連帯保証人を準備できる

・申込者や同居親族が暴力団員でない

*①：60歳以上の人、障害者手帳を持っている(身体・精神・療育)人、生活保護を受けている人など(その他単身入居が可能な要件あり)

*②：障害者手帳を持っている(身体・精神・療育)人

*①・②ともに障害等級などによる制限あり



●申し込み・問い合わせ／都市計画課(役場1階) ☎093・434・6521

*県営住宅の入居者も募集します。詳しくは12ページをご確認ください。

菟田町公式Instagram 偽アカウントにご注意!

⚠️ 個人情報を聞き出したり、不正なリンクへ誘導する可能性があります。ご注意ください!

正しい公式アカウント kandatown_official



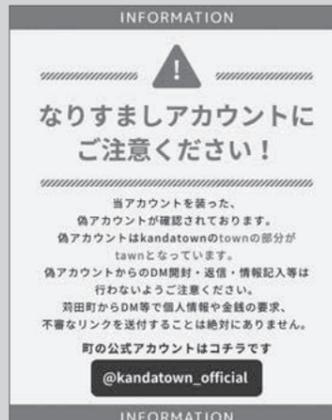
なりすましのアカウントは kandatawn_official

正しい公式アカウントのフォロワー数は約2700人!

aは間違い!

菟田町公式アカウントから個人情報や金銭の要求、不審なリンクを送付することは絶対にありません。現在、偽アカウントについては報告を行っておりますが、フォロー中の方はすぐにフォローを外し、ブロックしてください。

●問い合わせ／企画課 ☎093・434・1921



令和8年度 菟田町奨学生募集



経済的な理由で学資の支出が困難な高校生や大学生などに奨学金の貸し付けを行います。

■対象／①菟田町に3年以上住所がある人の子弟。

②同種の奨学資金の貸付を受けていない人。

③素行健全で学習意欲があり、経済的理由で学資の支出が困難で、下記の学校に在学している人。

(1)学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、大学(大学院含む)

(2)同法第124条に規定する専修学校

※専修学校は福岡県内に所在し、かつ独立行政法人日本学生支援機構貸付対象校に限る(在学対象校になっているか必ず確認してください)。

※世帯の収入状況により貸付ができない場合があります(所得制限あり)。

※貸付の際は保護者の他に連帯保証人が1人必要です。

■貸付期間／奨学生が在学する学校の正規の修業期間(大学院の貸付は入学年から2年が限度)

※貸付の採否は4月下旬に通知する予定です。

■貸付金の返還／貸付金は無利子として卒業後6か月目より貸付を受けた期間の3倍の期間内に月賦または年賦で均等償還。

■申込み／2月25日(水)～3月31日(金)に持参か郵送

■貸付金額／

学校など	貸付金額 (月額)
大学院	50,000円以内
大学・短大・高専(4年生以上) 専修学校専門課程	45,000円以内
私立高校・専修学校高等課程	30,000円以内
公立高校・高専(3年生まで)	15,000円以内

■申請時に必要な書類／

【学校教育課または町ホームページで取得するもの】

①奨学資金貸付申請書(様式第1号)

②学校推薦書(様式第2号)

③家庭の状況調書(様式第3号)・申請理由書(別紙1)

【各自で準備するもの】

④奨学生の属する世帯全員の住民票の写し

⑤保護者以外の連帯保証人の住民票の写し

⑥在学証明書

⑦連帯保証人の課税証明書(令和7年度分)

納税証明書(令和7年度分)

使用料等(水道料金)の納付証明書(令和7年分)

※⑦は2名の連帯保証人それぞれの証明書が必要です。

●申し込み・問い合わせ／

学校教育課(役場4階) ☎093・434・1998



高齢者福祉サービス事業をご存じですか?

介護予防住宅改修事業

転倒の危険性が高い高齢者等の居宅に手すりなどを取り付け、転倒による骨折などで要支援・要介護状態になるリスクを軽減します。

【対象者】下記①②どちらにも該当する人

①要介護(支援)認定を受けていない高齢者

②生活や健康状態のチェックリストに該当する人

【利用回数】1回

【工事費上限】5万円

【利用料】所得に応じて5,000円～15,000円程度の自己負担

※町が委託した業者による改修工事です。

※申請前に行った工事は対象外です。



食の自立支援事業

心身の機能低下に伴い、調理や買い物が困難となっている高齢者等へ弁当を配達し、安否確認を行います。

【対象者】1人暮らしの高齢者で、配食チェックリストに該当する人

【利用料】400円/食

※同居家族がいる場合でも、障がい者や要介護状態等により、同居家族からの支援を受けられない場合は対象となる可能性があります。

お気軽にご相談ください。

※町が委託した業者が夕食用弁当を宅配します。



●問い合わせ／福祉課 高齢者福祉担当 ☎093・434・1039